

議員提出議案第 9 号 交野市議会基本条例の一部を改正する条例について

見直し① 第 10 条関係

基本条例前文（抜粋） 「交野市議会は、二元代表制のもと立法機能及び事務執行の監視機能を併せもつ議事機関として・・・（中略）
政策立案及び政策提言を示し続けていくものである。」

車の両輪

- ◇**立法機能** ⇒ 条例等によって議会自らが自治体の政策をつくる役割。
地域課題への対策、地域と暮らしの改善のための提案など（政策形成機能）⇒監視を踏まえて形成
- ◇**監視機能** ⇒ 執行機関の活動を監視し、是正、抑制する役割。
政策が適切な決定・実施がなされているか（有効性、効率性）を中心に監視⇒政策の代替案をもって監視

現在の第 10 条

第 10 条

第 1 項

議会は、市長等が提案する計画、政策及び事業等について、議会審議における政策情報を整理し、当該政策等の水準を高めるため、市長等に対し、（中略）説明を求めるものとする。

第 2 項

議会は、市長等から政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

課題

市長等から提案される議案等に対する審議（監視機能）しか条文として表現していない。

改正案

【案】基本条例第 10 条に第 3 項を追加

第 10 条

3 議会は、前 2 項に規定するもののほか、市政に係る調査に必要な情報の提供を市長等に対して求めることができる。

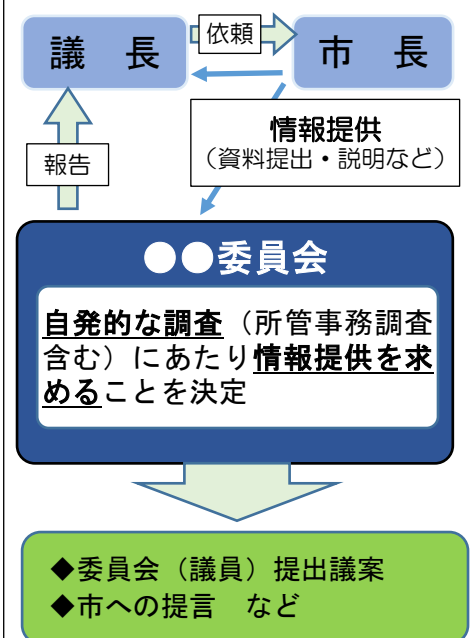
◆立法機能と監視機能の車の両輪実現

本市議会が基本条例に基づき立法機能と監視機能の両方を機能させ、議会自らの政策形成機能を発揮するためには、第 10 条において、市長等から提案された議案等（計画・政策及び事業等）の審議以外にも、地域課題等への対策や提言など市政全般を対象とした調査の実施が必要。

◆実態に即した条文整理

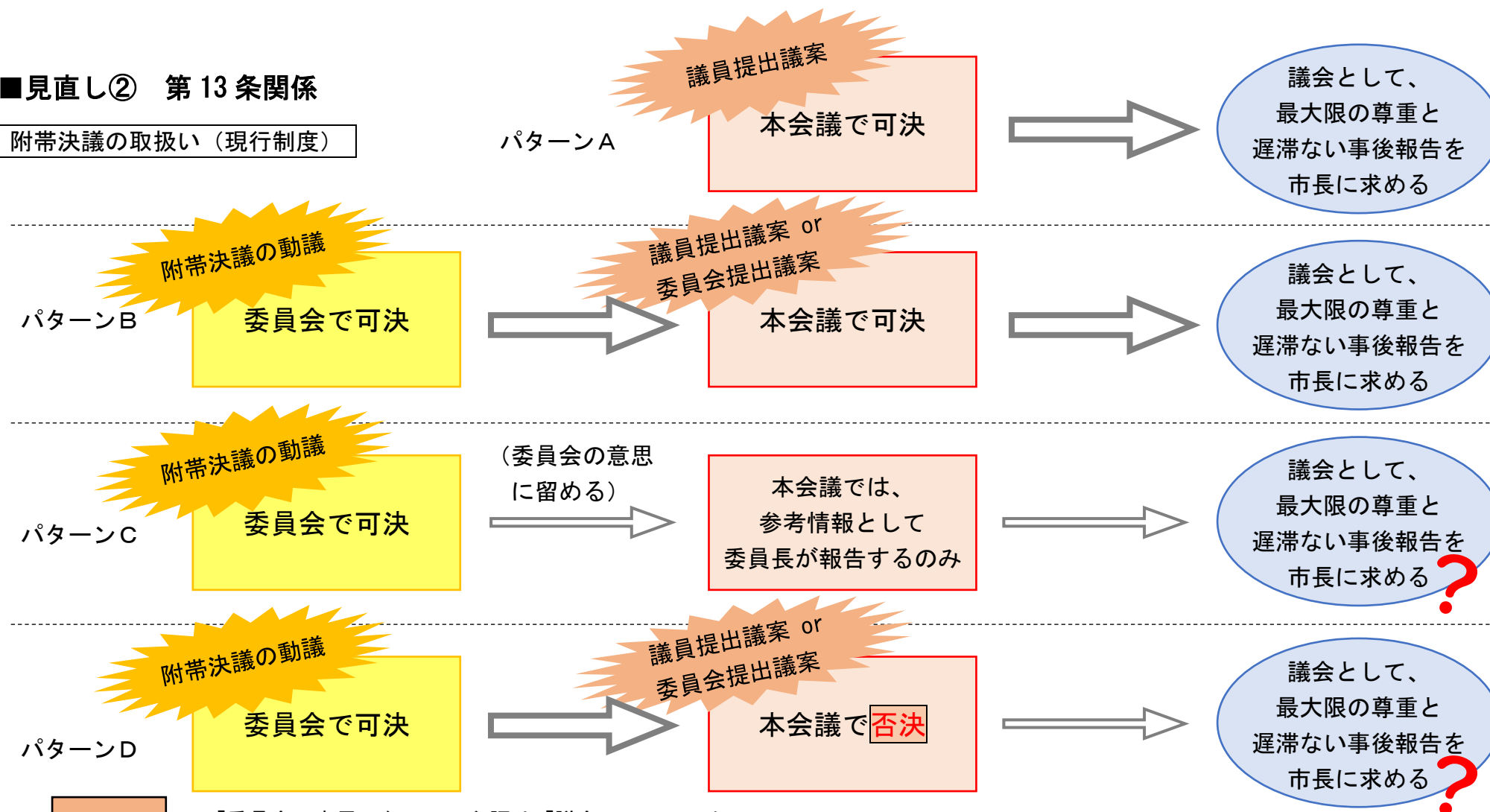
既に本市議会では常任委員会です管事務調査を通じて市政全般を対象に調査する取組を実施していることから、本市議会としての姿勢及び実態に即した条文整理を行う必要がある。

～ 具体的なイメージ ～



■見直し② 第13条関係

附帯決議の取扱い（現行制度）



C・Dの
疑問点

- ・「委員会の意思」なのに、主語は「議会」でいいのか？
- ・「議会の意思」と「委員会の意思」を同等に扱うのか？（同じように、最大限の尊重と遅滞ない事後報告を市長に求めるのか？）

⇒ まとめ：本会議において提案・可決した上で、「議会の意思」として扱うべき。

⇒ 改正案：第13条から「及び委員会」を削る。

第13条 議会は、本会議及び委員会において可決された附帯決議を最大限尊重すること及び当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告することを市長等に求めるものとする。

■見直し③ 第 18 条関係

○ 地方自治法の解釈

- ・ 附属機関を設置できるのは執行機関のみで、**市議会が附属機関を設置することはできない。**

※当該解釈は、全国市議会議長会に確認済み。他の自治体議会において、「できる」としている規定があるものの、総務省の見解を元に全国市議会議長会としては「できない」との解釈を示された。

参 考（地方自治法）

第 1 3 8 条の 4 第 3 項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

⇒ 改正案：第 1 8 条を削除する。

~~（調査機関の設置）~~

~~第 1 8 条— 議会は、市政の課題に関する重要案件の調査のため、必要があると認めるときは、議決により学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。—~~

参考 専門的識見等の活用について

- ・ 議会は、議案審査や事務調査のために必要な場合、**学識経験者に調査をさせたり、公聴会を開催したり、参考人の意見を聞いたりできる。**

※条例に特記せずとも、現行制度で対応可能。

参 考（地方自治法）

第 1 0 0 条の 2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

第 1 1 5 条の 2 第 1 項 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

第 2 項 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

○施行期日 公布の日

交野市議会基本条例（平成 2 5 年条例第 5 1 号）新旧対照表

新	旧
（議会審議における政策情報の提供） 第 1 0 条 （略） 2 （略） <u>3 議会は、前 2 項に規定するもののほか、市政に係る調査に必要な情報の提供を市長等に対して求めることができる。</u> （附帯決議） 第 1 3 条 議会は、本会議_____において可決された附帯決議を最大限尊重すること及び当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告することを市長等に求めるものとする。 <u>第 1 8 条 削除</u>	（議会審議における政策情報の提供） 第 1 0 条 （略） 2 （略） （附帯決議） 第 1 3 条 議会は、本会議<u>及び委員会</u>において可決された附帯決議を最大限尊重すること及び当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告することを市長等に求めるものとする。 <u>（調査機関の設置）</u> <u>第 1 8 条 議会は、市政の課題に関する重要案件の調査のため、必要があると認めるときは、議決により学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</u>